

赤ちゃんの駅実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、乳幼児の特性に配慮した設備を有する施設に、共通の標識として「赤ちゃんの駅」を表示することで、こどもと保護者が安心して外出できる環境整備を推進することを目的とする。

（赤ちゃんの駅）

第2条 赤ちゃんの駅は、バリアフリーの視点に加え、別紙に定める「乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境整備の留意点」をふまえ、次のいずれかの設備を有するものとする。

- （1）おむつ替え等
 - ・おむつ替えや親子での利用に配慮されたトイレの設置
 - ・幼児用の便座の設置
- （2）授乳
 - ・授乳ができるスペースの確保
- （3）遊び場
 - ・用件等の合間にこどもが気分転換できる場所の設置
- （4）その他
 - ・ベビーカーでの移動を想定した施設のレイアウト
 - ・離乳食やおやつが食べられる休憩スペースの設置

（対象施設）

第3条 この要綱に基づく赤ちゃんの駅の対象は、乳幼児連れの保護者の利用が見込まれる施設で、本市の区域内に所在する次の施設とする。

- （1）市有施設（公園やスポーツ施設などの屋外施設を含む。）
- （2）社会福祉事業を行う施設
- （3）前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める施設

2 市有施設のうち、乳幼児連れの保護者の利用が多く見込まれる施設は、赤ちゃんの駅に協力するよう努めるものとする。

（事務局）

第4条 この要綱に基づく赤ちゃんの駅の実施施設の登録及び周知等の運営はこども未来部はぐくみセンターこども支援課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

（登録の申込）

第5条 赤ちゃんの駅に登録しようとする者は、「赤ちゃんの駅」協力施設報告書（様式1）を事務局に提出するものとする。

（標識）

第6条 赤ちゃんの駅登録施設には標識（様式2）を掲示するものとする。

- 2 赤ちゃんの駅の標識は、施設の入口等分かりやすい場所に掲示するよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第7条 赤ちゃんの駅登録施設の代表者は、登録内容に変更があった場合には、速やかに変更内容を事務局に報告するものとする。

(登録の取消)

第8条 事務局は、赤ちゃんの駅が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しを行うことができる。

- (1) 赤ちゃんの駅登録施設から取消しの申出があったとき。
 - (2) 赤ちゃんの駅登録施設が廃止されたとき。
 - (3) 赤ちゃんの駅登録施設において、第2条の設備が一般の利用に供するものとして適当でないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるものの他、赤ちゃんの駅として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消された施設は、標識を事務局に返納するものとする。

(移動式赤ちゃんの駅)

第9条 市長は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす団体及びイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことができる。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

2 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

3 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、市が別途定める、「豊中市移動式赤ちゃんの駅貸出し手順」に基づき使用の手続きを行うものとする。

4 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(移動式赤ちゃんの駅の貸出しの取消)

第10条 市長は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、使用者がこの要綱の規定に違反した場合、又は次に掲げる事項を遵守しなかった場合は、貸出しを取り消すことができる。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。

(4) 予め定められた期限までに返却すること。

(5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

2 市長は、前項において、既に貸出しを行っている場合は、使用者に返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 貸出しの取消により使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(移動式赤ちゃんの駅の原状回復)

第 11 条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。